

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：13901

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2014

課題番号：23653034

研究課題名(和文)日本の裁判所における国際環境法の適用 — 活用のための基盤構築をめざして

研究課題名(英文)Application of International Environmental Law before Japanese Courts: Towards Creating Foundation for its Better Application

研究代表者

高村 ゆかり (TAKAMURA, Yukari)

名古屋大学・環境学研究科・教授

研究者番号：70303518

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：日本の裁判所は、条約の国内的効力や直接適用可能性を判断しないまま、環境条約に照らしてその違法性を判断する傾向がある。条約が国家に与える裁量の大きさから違法と判断された事例はない。環境条約を根拠の一つとした自然破壊行為の差止請求や原告適格を正当化する「自然享有権」について裁判所は認めていない。環境条約の私人間適用に裁判所は消極的だが、国内法の解釈において条約の趣旨や規定を反映させる間接適用の手法が、環境条約においても同様に採用されうる。環境条約が援用される例は限られ、現時点では環境条約が裁判所の判断と実務に与える影響以上に、環境条約の援用が提起する国内法の限界や課題を検討することに意義がある。

研究成果の概要(英文)：Japanese courts tend to deliver their judgment on legality of an act by public authority through applying environmental agreements (EAs) without judging about their effect under domestic legal system nor the possibility of their direct application. No judgment has found such act a violation of EAs. Japanese courts have never recognized the right to the enjoyment of nature, which would be a part of justification for the right to seek injunction for nature protection. While Japanese courts are quite reluctant to apply EAs to a dispute among private persons, they suggest applying EAs indirectly, i.e. applying the effect and provisions of EAs in interpreting existing national law. The number of cases that have applied EAs is still limited. It is significant to consider limits and challenges of relevant national legislations rather than to evaluate precisely impacts of judgments in which EAs are invoked/applied.

研究分野：国際法、環境法、国際環境法

キーワード：国際環境法 裁判所 国内適用 国際人権法 国内実施

### 1. 研究開始当初の背景

国際環境法は、1990年代後半以降、多国間環境条約の実施と有効性の問題にその関心を置くようになり、環境条約の国内実施と遵守を国別に評価した研究（例えば、Weiss and Jacobsen eds., *Engaging Countries: Strengthening Compliance with International Environmental Accords*, 2000）や、多国間環境条約の遵守制度に関する研究が進んだ（例えば、高村「国際環境条約の遵守に対する国際コントロール」『一橋論叢』119巻1号（1998年））。環境条約の日本での担保法とその実施に関する研究も一定程度進んできた（例えば、西井編著『地球環境条約』（2005年））。これらの先行研究の多くが国内裁判所の役割をその検討対象としてこなかった。インドなどいくつかの国では IEL の効果的实施に国内裁判所が少なからぬ役割を演じてきた（Anderson and Galizzi eds, *International Environmental Law in National Courts*, 2002）し、日本でも国内裁判所が国際人権法を適用しより効果的な人権の保護に一定の役割を演じてきた（小畑「国際人権規約 - 日本国憲法体系の下での人権条約の適用」ジュリスト 1321号（2006年））。国内裁判所における IEL の適用に関しては、1990年代末の米国国際法学会 IEL グループによる 12 カ国を対象にした国別研究の成果がある（前掲 Anderson and Galizzi）ものの、日本の国内裁判所を対象とした類似の研究はない。研究分担者の小畑のもとで、2002年以降の日本の裁判所の国際法関連の判決例のデータベース作成作業を積み重ねている（『国際法外交雑誌』に毎年掲載）が、IEL の適用に関する体系的分析にまでは至っていない。

### 2. 研究の目的

本研究は、日本の裁判所における国際環境法（IEL）の適用の実態と特質を実証的に解明し、そして、IEL の効果的实施において国内裁判所がいかなる役割を演じてきたか、IEL の適用に障害があるとすれば、その障害がいかなるものか、障害を解消するためにいかなる法制度・政策が必要かを明らかにすることを目的とする。そのことにより、日本の裁判所における IEL の一層の活用とより効果的な履行を促進するための情報基盤を構築することをめざす。そのために、主要国の国内裁判所における IEL の適用との比較、日本の裁判所における人権法の適用との比較を行い、さらには、適用が問題となった特定の IEL について国際裁判や条約機関などによる解釈との適合性の検討を行うことにより、日本の裁判所における IEL 適用の特質を明らかにする。

### 3. 研究の方法

まず、これまで日本の国内裁判所において IEL が適用/紛争当事者によって援用された

事案を網羅的に収集する。並行して、他国の裁判所における IEL の適用に関する文献調査と日本の裁判所による国際人権法の適用判決例の分析を行う。これらの作業を通じて同定された国内裁判所における IEL の適用/援用例分析のための基準に照らして、事例の詳細な分析を行う。

その上で、①他国の国内裁判所における適用との比較と②日本の裁判所による国際人権法の適用判決例との比較を行う。そして、得られた知見をふまえて、(i) 日本の裁判所における IEL の適用に特有の課題、(ii) 日本の裁判所における国際法の適用に共通する課題、(iii) IEL の効果的实施に演じる国内裁判所の役割を明らかにする。

### 4. 研究成果

#### (1) 国際環境法の国内的効力と直接適用

国際環境法に限らず、国家が同意を与えた国際法（慣習国際法および条約）に、国内法秩序においていかなる効力を認めるかについては、各国の国内法、特に憲法の定めるところによる。

日本は、国際社会の大多数の国と同様、国の憲法が一般に国際法の国内的効力を認め、国内法への変形を必要としない一般的受容方式をとっている。日本国憲法 98 条 2 項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定める。また、国内判例も、一般論としては、条約も慣習法も特段の立法措置を講ずることなく当然に国内的効力を認められるという立場をとっている（例えば、1993年のシベリア抑留捕虜補償請求事件東京高裁判決（東高判平 5・3・5））。そして、日本の国内法秩序において、国際法は、憲法より下位であるが、法律より上位の効力が認められていると解されている。

しかし、一般にこうした国内的効力が国際法に認められるからといって、その国が同意した国際法のすべてが特別な国内的措置をとることなく国内裁判所などで直接に適用されることは限らない。どの条約のどの規定が「自動執行的」であるかの判断は、各国の裁量によるとされ、一般に、国内法上の問題を規定し、内容が明確で国の裁量の余地がないことなどを条件とする国が少なくない。日本も、先のシベリア抑留捕虜補償請求事件東京高裁判決は、規定内容が明確でなければならず、特に、「国家に一定の作為義務を課したり、国費の支出を伴うような場合あるいはすでに国内で同種の制度が存在しているときには、右制度との整合性等をも十分に考慮しなければならず、したがって、内容がより明確かつ明瞭になっていることが必要となる」とした。そして、特に不文法たる慣習国際法の場合には、「直接個々の国民の権利・利益を規律する場合においても、…権利の発生、存続及び消滅等に関する実体的要件や権利の行使等についての手続要件、更には国内に

における既存の各種の制度との整合性等細部にわたり詳細に規定されていない場合」、その国内適用は認められないとした。

## (2) 日本の国内裁判所における国際環境法の適用

### ①環境条約の直接適用可能性の判断

国内裁判所による環境条約の適用は環境条約の国内実施の重要な局面の一つである。これまで、とりわけ自然の保全をめぐる訴訟で、原告側が国や地方自治体の行為の違法性を主張する際に、国内法と共に生物多様性条約などの環境条約を援用してきた。裁判所は、環境条約の直接適用可能性について直接言及せず、または、詳細な検討はしないまま、国内法に依拠せず、環境条約の規定に直接基づいてその行為の違法性を判断し、一般的には環境条約の直接適用を認める判決例が見られる。福岡市による和白干潟の埋立をめぐる損害賠償請求、公金支出差止請求訴訟（福岡地判平 10・3・31）では、ラムサール条約、渡り鳥条約に照らして、国土交通大臣が行った圏央道八王子ジャンクションの建設事業の事業認定の取消を求めた事件（東京地判平 17・5・31）では、生物多様性条約に照らして、その違法性が判断された。ただし、和白干潟の埋立をめぐる損害賠償請求、公金支出差止請求訴訟では、ラムサール条約については福岡市が埋立事業の実施について湿地及び水鳥の保全に一応の留意をしているという理由で、渡り鳥条約は適切な措置をとる努力義務規定しか置いていないので条約違反を論じることはできないとした（福岡地判平 10・3・31）。また、前述の圏央道八王子ジャンクションの建設事業認定の取消を求めた事件では、生物多様性条約 8 条 (a)、(c)、(d)、(e) 及び (i) は、生物の多様性を維持するため、一定の制度を設けることや生態系の保護等を促進すること、所要の条件整備のために努力することを締約国に対して求めるもので、具体的な施策を執ることを義務付けているものと解釈する余地はないとして、事業認定が生物多様性条約に違反する旨の原告らの主張を認めなかった。したがって、環境条約の国内的効力や直接適用可能性の判断よりは、環境条約がその実施において国家に与えている裁量の大きさが、日本の裁判所の判断に影響している。

### ②「自然享有権」の根拠としての国際環境法

自然破壊行為に対する差止請求、行政処分に対する原告適格、行政手続への参加の権利等の根拠となるような「自然享有権」の主張の根拠づけに環境条約を原告が援用する事例もある。裁判所は、アマミノクロウサギ裁判で、生物多様性条約などの条約を引用しながら、人間の自然に対する保護義務も、一般的抽象的責務としては法的規範となっているが、生物多様性条約などの環境条約を根拠にはそのような自然享有権は未整備な段階

で、未だ政策目標ないし抽象的権利の段階にとどまっているとして原告の主張を認めなかった（鹿児島地判平 13・1・22）。その他の自然の権利訴訟もほぼ同様の立場をとっている（例えば諫早湾干拓事業差止請求事件判決（長崎地判平 17・3・15））。

### ③環境条約に照らした国内法の厳格な解釈

海洋への建設土砂の投棄不許可について、海洋汚染防止法の下での投棄の要件をロンドン条約 1996 年議定書の陸上処分の原則に照らして厳格に解釈した事案もある（東京地判平成 23・12・16）。

### ④環境条約の私人間効力と間接適用

国際環境法は、専ら国家間の権利義務を定めるものがほとんどである。条約上の義務に拘束され、あるいは当該条約を誠実に履行すべき義務を負うのは条約を締結した国家であるとして、私人間に環境条約を適用することに裁判所は消極的である。例えば、名古屋港管理組合によるシャチの購入費用の支出差止を求めた事件で、特別地方公共団体である名古屋港管理組合から委託を受けた財団法人名古屋港水族館が、管理組合との協定に基づきシャチの捕獲を委託し、入手する行為が生物多様性条約違反であるとの原告の主張に対して、裁判所は、一私人たる財団の行為について生物多様性条約違反が直接問題とされる余地はないとした（名古屋地判平 15・3・7）。ワシントン条約違反との原告の主張についても同様の判断がなされた。ただし、この事件において、裁判所は、生物多様性条約について「締結された条約の趣旨が公序良俗の内容に反映されることはあり得る」とも判じている（名古屋地判平 15・3・7）。人種差別撤廃条約を援用した損害賠償請求事件において、「個人に対する不法行為に基づく（判決文ママ）損害賠償請求の場合には、…条約の実体規定が不法行為の要件の解釈基準として作用する」と判じた例（静岡地判浜松支部平 11・10・12）など近年の判決例に見られる私人間に適用する国内法の解釈において人権条約の趣旨や規定を反映させる間接適用の手法が、環境条約においても同様に採用されうる可能性があることを示している。

### ⑤北見道路訴訟：環境条約の機能

北見道路訴訟札幌地裁平成 25 年 9 月 19 日判決は、生物多様性条約が関連する国内法の解釈指針として機能するものと言えるし、国が何らの保全措置もとらず希少生物の生息地を破壊する等当該条約 8 条の趣旨を著しく没却するような行為が行われた場合等には、裁量権の範囲を逸脱し、違法と評価される可能性がある」と判じた。

### ⑥裁判所における環境条約の援用・適用を検討することの意義

国内裁判所において環境条約が援用される事件は限られ、環境条約が裁判所の判断を左右するような判決例は少ない。他方で、本来完全担保主義で問題なく条約を国内法化しており、国際条約を援用する必要はないはずであるにもかかわらず、原告があえて環境条約を援用していることの意味を考えるべきかもしれない。裁判所において原告は、生物多様性条約などの自然保護関連の条約を援用し、より生物多様性条約を保全し、配慮した行政の決定を求めている。また、原告適格がより広く、一般的に認められるための根拠の一つとして環境条約を援用している。現時点では、環境条約が現実に裁判所の判断と実務に与える影響以上に、裁判所における環境条約の援用が提起する既存の国内環境法の限界や課題を考えることに意義があるかもしれない。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 21 件)

- 1) 「日本の国際法判例」研究会 (第 2 期) (小畑郁、高村ゆかりほか)「解説・日本の国際法判例 (9) -2011 (平成 23) 年」『国際法外交雑誌』113 (4)、183-224 頁、2015 年、査読有
- 2) 高村ゆかり「情報に対する権利の国際的保障の展開と原子力政策」、『公共政策研究』、14 号、99-108 頁、2014 年、査読無
- 3) Yukari TAKAMURA, "Fukushima and its impacts on Japanese energy and climate policies" Université d'Aix-Marseille, Faculté de Droit et de Science Politique d'Aix-Marseille, *Après-Fukushima : Regards juridiques Franco-Japonais*, sous la direction de Mathilde Hautereau-Boutonnet, pp. 91-100, 2014, 査読無
- 4) Yukari TAKAMURA, "Release of radioactive substances into the sea and international law: the Japanese experience in the course of nuclear disaster" David D. Caron, Michael J. Kelly and Anastasia Telesetsky eds., *The International Law of Disaster Relief*, pp. 89-110, 2014, 査読有
- 5) 高村ゆかり「地球温暖化をめぐる国際法と日本の温暖化法制」高橋信義、亘理格、北村喜宣編『畠山武道先生古稀記念集 環境保全の法と理論』514-532 頁、2014 年、査読有
- 6) 小畑郁「外国人政策の隘路と 2009 年入管法改正」『都市問題 105 (5)、2-9 頁、2014 年、査読無
- 7) 「日本の国際法判例」研究会 (第 2 期) (小畑郁、高村ゆかりほか)「解説・日本
- の国際法判例 (8) -2010 (平成 22) 年」『国際法外交雑誌』112 (4)、703-756 頁、2014 年、査読有
- 8) 「日本の国際法判例」研究会 (第 2 期) (小畑郁、高村ゆかりほか)「解説・日本の国際法判例 (7) -2009 (平成 21) 年」『国際法外交雑誌』112 (3)、517-567 頁、2013 年、査読有
- 9) 高村ゆかり「原子力発電所事故と情報に対する権利——情報に対する権利の国際的保障の展開をふまえて」『環境と公害』43 (3)、55-61 頁、2014 年、査読無
- 10) 高村ゆかり「国際環境法における情報へのアクセス」『国際人権』、No. 24、28-33 頁、2013 年、査読無
- 11) 高村ゆかり「環境条約の国内実施—国際法の観点から」『論究ジュリスト』2013 年秋号、71-79 頁、査読無
- 12) 高村ゆかり・島村健「地球温暖化に関する国際条約の国内実施」『論究ジュリスト』2013 年秋号、11-19 頁、査読無
- 13) Yukari TAKAMURA, "Climate Change and Small Island Claims in the Pacific", Oliver C. Ruppel, Christian Roschmann & Katharina Ruppel-Schlichting eds., *Climate Change: International Law and Global Governance, Volume I: Legal Responses and Global Responsibility*, pp. 657-682, 2013, 査読有
- 14) 高村ゆかり「原発事故と国際法」環境法政策学会編『原発事故の環境法への影響—その現状と課題』環境法政策学会誌第 16 号、67-79 頁、2013 年、査読無
- 15) 小畑郁「入管法 2009 年改正と日本の移民政策の『転換』—特集の趣旨説明に代えて」『法律時報』84 (12)、4-9 頁、2012 年、査読無
- 16) 高村ゆかり「環境損害に対する国際法上の責任制度——その展開と課題」、大塚直、大村敦志、野澤正充編『淡路剛久先生古稀祝賀 社会の発展と権利の創造—民法・環境法学の最前線』、711-736 頁、2012 年、査読無
- 17) 高村ゆかり「国際的環境問題と法—その同時代性と課題」『法の科学』、42 号、40-52 頁、2011 年、査読無
- 18) 高村ゆかり「ライン鉄道事件」小寺彰、森川幸一、西村弓編『別冊ジュリスト・国際法判例百選第 2 版』No. 204、166-167 頁、2011 年、査読有
- 19) Yukari TAKAMURA, Chapter Japan, Richard Lord, Silke Goldberg, Lavanya Rajamani and Jutta Brunnée et al. eds., *Climate Change Liability: Transnational Law and Practice*, pp. 206-241, 2011, 査読有

[学会発表] (計 17 件)

- 1) 高村ゆかり「気候変動の影響リスクへの適応と予防原則」、フランス・エクス・マルセイユ大学国際欧州センター (CERIC)、早稲田大学比較法研究所主催国際シンポジウム「環境公衆衛生上のリスク処理に関する日仏比較法研究」、2015年3月15日、早稲田大学 (東京都新宿区)
- 2) Yukari TAKAMURA 「Human Rights Indicators: Lessons Learnt for Elaboration of Participation Principle Indicators in Environmental Matters」大阪大学グリーンアクセスプロジェクトII「環境法の参加原則に係る評価指標の検討—環境民主主義の確立に向けた国際連携構築」(科研費)、大阪大学プロジェクトTIGER「エネルギー、化学物質、水管理政策における市民参加型の意思決定手法に関する国際比較」(グローバル展開プログラム)、三井物産環境基金「アジア版オース条約に向けた提言—環境正義実現のための国際連携構築」主催国際ワークショップ「環境法の参加原則に係る評価指標の検討—アジア版オース条約に向けた国際連携構築」、2015年3月9日-10日、大阪大学 (大阪府豊中市)
- 3) 小畑郁「ノン・ルフールマン原則の国内実施をめぐる問題」国際法学会2013年度研究大会、2013年10月14日・グランシップ (静岡県静岡市)
- 4) Kaoru OBATA 「Recent Developments in Japanese Immigration Law」, International Symposium 「The Stand and the Prospect on Laws on Mitigation in Main Countries」, 2014年4月23日, Konkuk Law School、ソウル (韓国)
- 5) 高村ゆかり「環境条約の国内実施—国際法の観点から」北海道大学大学院法学研究科 高等法政教育研究センター主催公開シンポジウム「環境条約の国内実施—国際法と国内法の関係」、2013年12月7日、上智大学 (東京都千代田区)
- 6) Yukari TAKAMURA 「Current status of Japanese Implementation of Nagoya Protocol on ABS」, Korea-Japan Conference on the Nagoya Protocol "Current Development and Issues on the Nagoya Protocol and National Implementation in Japan and Korea" organized by Korean University Legal Research Institute、2 December 2013, Korean University, Seoul (South Korea)
- 7) 高村ゆかり「多重化する環境紛争解決フォーラム—その相互作用と調整—」国際法学会2013年度研究大会、2013年10月12日、グランシップ (静岡県静岡市)
- 8) 高村ゆかり「Climate Change and the Law in Japan」Hamburg International Environmental Law Conference 2013、2013年9月12日、Bucerius Law School Hamburg、ハンブルグ (ドイツ)
- 9) 高村ゆかり「気候変動の『損失と損害』に対処する実効的な制度構築 (Towards Establishing Effective Arrangements to Address Loss and Damage Associated with Climate Change)」環境省・沖縄県主催「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議 (International Conference on Climate Change and Coral Reef Conservation)」、2013年6月30日、沖縄科学技術大学院大学 (沖縄県恩納町)
- 10) Kaoru OBATA 「Perspectives for Convergence of the Concepts of Human Rights Protection in Europe and Japan: A View from their Historical Contexts」2013年2月19日、Council of Europe, Strasbourg (France)
- 11) 高村ゆかり「コメント」環境法政策学会2013年度学術大会シンポジウム「環境基本法制定20周年」、2013年6月15日、成蹊大学 (東京都世田谷区)
- 12) Yukari TAKAMURA 「Access to Information in the Context of Fukushima Accident: From the Perspective of International Law」国連大学主催国際ワークショップ「Public Participation in Environmental Matters in East Asia: multifaceted perspectives」、2013年3月18日、United Nations University Institute of Advanced Studies (UNU-IAS) (神奈川県横浜市)
- 13) Yukari TAKAMURA 「Access to Information in the Context of Fukushima Accident: From the Perspective of International Environmental Law」名古屋大学・フライブルグ大学国際セミナー「Human Rights Approach to Environment Protection: Lesson from FUKUSHIMA」、2013年2月21日、フライブルグ大学、フライブルグ (ドイツ)
- 14) 高村ゆかり「国際環境法における情報へのアクセス」国際人権法学会第24回研究大会 (2012年度)「情報と人権—原発事故対応と情報開示」、2012年11月10日、慶應義塾大学 (東京都港区)
- 15) Yukari TAKAMURA 「Current issues relating to climate and energy law and their international context」2012 Eastern Asian Legal Forum on Climate Change & Energy: Adapt to Climate Change-Innovative Energy Policy and Law、2012年8月22日、台湾国立清华大学、新竹市 (台湾)
- 16) 高村ゆかり「原発事故と国際法」環境法政策学会2012年度学術大会シンポジウム「原発事故の環境法への影響」、2012年6月16日、西南学院大学 (福岡県福岡市)
- 17) 高村ゆかり「コメント 国際法の観点から」上智大学環境法セミナー「環境保全のための国際法と国内法の関係」、2012年6

月 2 日、上智大学（東京都千代田区）

〔図書〕（計 1 件）

- 1) 亀山康子・高村ゆかり編著『気候変動と国際協調 一京都議定書と多国間協調の行方』、407 頁、2011 年、慈学社

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

高村ゆかり (TAKAMURA, Yukari)  
名古屋大学・大学院環境学研究科・教授  
研究者番号：70303518

### (2)研究分担者

小畑 郁 (OBATA, Kaoru)  
名古屋大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：40194617